

# 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する宣言

1. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約致します。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
  - ⑦その他前各号に準ずる者
2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約致します。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次に渡るときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
  - ① 下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
  - ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
5. 当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を調査機関の調査に協力することを表明、確約いたします。

以上

令和 5年 4月 1日

YIDATEC 日本株式会社

〒163-0512 東京都新宿区西新宿 1-26-2

新宿野村ビル12階

代表取締役 孫 桐民

